

橋本佳幸 = 大久保邦彦 = 小池泰 『民法V 事務管理・不当利得・不法行為』
(ISBN978-4-641-17916-5) 補遺

2017年(平成29年)5月に、民法の一部を改正する法律が可決成立し、債権関係の規定が大幅な改正をみた。改正法は、公布の日(同年6月2日)から3年以内の、政令で定める日から施行されることになる。改正点の大半は、民法総則、債権総論、契約法に関わるものであるが、今回の民法改正の影響は、本書の対象領域にも及んでくる。

この『補遺』では、本書の改訂に先立ち、本書の対象領域に関わる主な改正点を解説して改正法への対応を図るとともに、初版刊行後に登場した重要判例(1件)を紹介する。

2017年9月

I 主に不当利得(第1編第2章)に関連する民法改正

I 給付利得の効果(39~45頁, 48~51頁)

今回の改正で、法律行為の無効・取消しの効果として原状回復義務に関する規定(121条の2)が新設されたが、その規律内容は改正前の学説の最大公約数と言えるため、適用条文を除き、本書の記述を大きく変更すべき点はない。債務の過払・二重払の場合、事務管理・不当利得・不法行為に基づく債務が存在しなかった場合、目的消滅や目的不到達による不当利得の場合の給付利得返還請求権は、改正前と同様、703条によって規律される。

(1) 無償契約の無効・取消しの場合(39~45頁)

無償契約の無効・取消しの場合、改正前は703条が適用されていたが、改正後はその特則となる121条の2第1項・2項によって規律される。しかし、規律内容に変更はない。

(2) 有償契約の無効・取消しの場合

(a) 同時履行の抗弁権(49頁(a)(i))

同時履行の抗弁権に関する検討は、法制審議会では全くなされなかった。

(b) 利息・果実の返還(49頁(a)(ii))

利息・果実の返還に関しては、解除に関する改正545条2項・3項と同様の規定

を設けることが法制審議会で検討されたが、無効原因・取消原因にはさまざまなものがあり、金銭や物の受領時からの利息や果実の返還を義務づけるのが必ずしも適当でない場合（例、被強迫者が強迫者に対して原状回復をすべき場合）もありうることから、一律に返還義務を課するのは相当でない旨の指摘がなされた結果、コンセンサスの形成が困難となり、規定は見送られた。

(c) 目的物の滅失・損傷（49頁(a)(iii)）

(i) 予想される通説

121条の2第2項・3項が利得消滅の抗弁を認める反対解釈として、有償契約の無効・取消しの通常の場合には、客観的価値の価格返還義務を肯定し、利得消滅の抗弁を認めないという解釈（50頁のイ説）が、通説化することが予想される。有償契約の無効・取消しの効果は解除に関する規律の影響を受けうるが、イ説の障害となっていた改正前548条2項が削られたことも、この解釈を支持する。起草者は、改正前548条2項により解除をする場合、解除者は原状回復義務を負わず、所有者（売主）が危険を負担すると考えていたが、今回の改正法は、占有者（買主）が価格返還義務を負うことにより危険を負担すべきであるという理解の下、同条項を削ったからである。

(ii) 本書の立場

しかし、本書では、改正後も51頁のウ説を支持したい。

まず、中間試案では、目的物の利用によりその返還を不能にした場合に着目する限りウ説と同じ結論の説が採用されていたが、この説は学説上確立したものと言えないという理由で規定は見送られ、解釈に委ねられることになったという経緯がある。立案担当者の意思によると、この点に関する解釈は開かれている。

次に、無効の贈与に基づき100万円の物を贈与された善意の受贈者はその物を破壊したときに返還義務を免れる（121条の2第2項）のに対して、無効の売買に基づき100万円の物を1万円で買った善意の買主がその物を破壊したときに、ウ説のように1万円ではなく、イ説により100万円の価格返還義務を負わされるとすれば、バランスを失した解決であろう。実際、法制審議会では、給付受領者の反対給付の額を返還義務の上限とする見解が——おそらくイ説の修正説として——有力に唱えられていた。しかし、かかる見解は、利得消滅の抗弁を認めないイ説ではなく、それを認めるウ説により整合する。

(3) 121条の2第1項・2項を新設した意義

同時履行の抗弁権、利息・果実の返還、目的物の滅失・損傷に関する規律を開か

れたままにしつつ、121条の2第1項・2項を新設することの意義は、ほとんどない。その意義は、2項で善意の対象を厳密に規定した点に見出される程度である。ただし、同条1項の特則たる消費者契約法6条の2が新設されたことの影響を、民法の解釈が受ける可能性はある。

(4) 意思無能力者・制限行為能力者保護のための特則 (45頁 **Column I 2-10**)

121条の2第3項は、制限行為能力者を保護する改正前121条ただし書を維持するとともに、意思能力に関する規定(3条の2)を新設することに伴い、法律行為の時に意思能力を有しなかった者がその法律行為に基づく債務の履行として給付を受けた場合についても、制限行為能力者と同様にその返還義務を軽減する新たな規律を設けた。

2 債権一般の消滅時効 (29~30頁, 48頁, 53頁, 335頁)

(1) 原則的な起算点・時効期間

今回の改正により、債権は、①債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行使しないとき、または、②権利を行使することができる時(客観的起算点)から10年間行使しないときに、時効によって消滅することになった(改正166条1項)。①が今回の改正で付け加えられた点である。主観的起算点の解釈については、724条の解釈が参考になる(239~243頁)。契約に基づく一般的な債権については、その発生時(契約時)に債権者が債権発生の原因および債務者を認識しているのが通常だから、客観的起算点=主観的起算点から5年間という時効期間が適用される。事務管理に基づく費用償還請求権については、通常は、事務管理の成立時において債権者(管理者)は事務管理の成立を知っていることから、客観的起算点と主観的起算点とが一致する。不当利得については、不当利得返還請求権の発生原因となる事実(例、過払の事案では弁済を行ったこと)が発生すれば客観的起算点は到来するが、単にその事実を知ったのみでは、一般人が不当利得返還請求権を行使することができるか否かを判断することは困難な場合もありうるので、主観的起算点到来するとは限らない。

なお、商事消滅時効に関する規定(商522条)は削除されたため、48頁(6)(a)で引用されている判例をめぐる議論は脱落する。

(2) 時効の完成猶予・更新

改正前は、時効中断事由が発生すると、それまでに進行した時効期間がゼロにな

る結果、①時効の完成が妨げられ、②時効はその事由が終了した時から新たにその進行を始めるが（改正前 157 条 1 項）、改正後は、①の効力を時効の「完成猶予」（ただし時効は進行し続ける）、②の効力を時効の「更新」と表現することにしたため、337 頁の「時効中断」は「時効の完成猶予・更新」と読み替える必要がある。

II 不法行為の責任内容（第 2 編第 4 章）に関連する民法改正

I 相当因果関係（416 条類推適用）（181～184 頁、207 頁）

改正 416 条は、改正前 416 条 2 項の「予見し、又は予見することができた」を「予見すべきであった」に変更したにとどまる。

判例は、不法行為に基づく損害賠償の範囲を 416 条の類推適用で定めており、改正法の下でも、この点に変更はないと考えられる。

2 逸失利益の算定等における中間利息の控除（212～214 頁、218 頁、220 頁）

将来の逸失利益・費用についての損害賠償額は、将来に取得・支出すべき金額を現在価値に引き直して算定するが、その際、中間利息が控除される。中間利息の控除に用いられる法定利率は、改正法により、3% に改められた（改正 404 条 2 項、195 頁）。さらに、法定利率は変動制が採用されたため（同 3 項～5 項）、控除に用いる法定利率の基準時が定められ、損害賠償請求権が生じた時点の法定利率によるものとされた（改正 417 条の 2、722 条 1 項）。

3 不法行為による損害賠償債権の期間制限（239～245 頁）

(1) 改正 724 条

改正 724 条は、不法行為に基づく損害賠償債権について、現行法と同様の長期と短期の期間制限を設けたが、長期の期間も時効であることを明文化した（改正 724 条 2 号）。これは、除斥期間とする判例（243 頁参照）を改めたものである。長期の期間に時効の規定が適用されることになる以上、除斥期間としつつ時効総則の規定の法意を用いて対応した判例（244～245 頁）は、意義を失う。また、長期の時効期間の援用が信義則違反・権利濫用とされる場合もありうることになる。

なお、一般の債権についても長期と短期の時効期間が設けられ、短期の場合の起算点は、不法行為の場合と同様に、権利者の認識に関連づけられた（本補遺 I 2(1) 参照）。よって、不法行為に基づく損害賠償債権と債権一般の消滅時効との違い（240 頁）は、不法行為の方が短期で短く、長期で長い点にあることになった。

(2) 改正 724 条の 2

改正法は、人の生命または身体の侵害による不法行為に基づく損害賠償債権の短期の消滅時効について、3年（改正 724 条 1 号）ではなく、5年とする特則を設けた（改正 724 条の 2）。なお、改正 167 条と合わせると、安全配慮義務違反の場合等の人身被害に基づく損害賠償債権について、債務不履行構成と不法行為構成とで、時効の点での差が解消されたことになる（335 頁）。

Ⅲ 特殊の不法行為（第 2 編第 5 章）に関連する民法改正および最近の重要判例

I 複数加害者の不真正連帯債務に関連する民法改正（301～303 頁）

中間試案段階では、判例上の不真正連帯債務に関する規律を原則的な連帯債務の規律として位置づける案が提示されていたが、その後、連帯債務に関して現行法の混同の規律が維持されることになり（改正 440 条）、連帯債務者間の求償権についても、自己の負担部分を超えなくても求償を認める現判例の規律が維持されることになったため（改正 442 条）、301～303 頁に引用されている 719 条の定める「連帯して」に関する判例はすべて改正後も妥当し続け、「不真正連帯債務」という概念も残ると予想される。なお、請求の絶対効に関する規定（改正前 434 条）は削られたので、不真正連帯債務の場合も請求の絶対効は否定されることで確定する（301 頁(2)(a)）。

2 責任無能力者の監督者責任（714 条）に関する最近の重要判例（257～258 頁）

714 条 1 項の法定監督義務者の範囲について、最判平成 28・3・1 民集 70 卷 3 号 681 頁は、次の①・②の判断を下した。①成年後見人であることや、精神障害者と同居する配偶者であることから、直ちに法定の監督義務者に該当するということはできない。②法定の監督義務者に該当しない者も、監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情があれば、法定の監督義務者に準ずべき者として、714 条 1 項が類推適用される（なお、特段の事情としては、「責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき」事情が挙げられている）。

①は、成年後見人は法定監督義務者に該当するという理解（257 頁）を否定したものである。また、②は、**Column II 5-4**（259 頁）で触れた事実上の監督義務者について、714 条 1 項の法定監督義務者に準じて扱うことを正面から認め、その判断にあたっての考慮事情を示したものである。